

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(Ⅲ-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b> 労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること		<b>担当 部局名</b> 労働基準局 監督課 賃金課 労働条件政策課	<b>作成責任者名</b> 労働基準局 監督課長 尾田 進 賃金課長 大塚 弘満 労働条件政策課長 黒澤 朗		
<b>施策の概要</b> 労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発事業を行うもの。					
<b>施策実現のための背景・課題</b>		1 ・全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。 ・そのため、事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働者が人格として価値ある生活を営む必要を満たす労働条件の確保を図る必要がある。			
2 ・全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。 ・そのため、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る必要がある。					
<b>各課題に対応した達成目標</b>		<b>達成目標/課題との対応関係</b>	<b>達成目標の設定理由</b>		
目標1 (課題1) 事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る。		労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。			
目標2 (課題2) 最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。		労働条件の確保・改善のためには、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があるため。			
<b>達成目標1について</b>					
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット)</b> ※数字に○を付した指標は主要な指標	<b>基準値</b> 基準年度	<b>目標値</b> 目標年度	<b>年度ごとの目標値</b> 年度ごとの実績値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>	
① 36協定の届出件数(アウトカム)	-	対前年比6万件増 令和3年度	対前年比6万件増 対前年比6万件増 対前年比6万件増 対前年比6万件増 対前年比6万件増 115,182件増 55,558件増 96,462件増	36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場数を減少させるため、36協定届の届出件数を増加させることとし、その指標として、毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(労働基準監督署等において、個別の事業場等に対する相談対応・指導を行うことにより目標達成を図ることとしている。) (参考)平成27年度:前年比 71,620件増、平成28年度:前年比 58,518件増	
<b>達成目標2について</b>					
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット)</b>	<b>基準値</b> 基準年度	<b>目標値</b> 目標年度	<b>年度ごとの目標値</b> 年度ごとの実績値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>	
2 最低賃金額の周知ポスターの認知率(アウトカム)	16.4% 平成28年度	20% 令和3年度	20% 20% 20% 20% 20% 18.6% 21.0% 20.3%	最低賃金額は、毎年改定されているので、改定後の金額を効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定し、認知率が20%以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成27年度:12.1%、平成28年度:16.4% (参考2)令和元年度からは、中吊り広告等を実施しており、それらの認知率の合計を記載している。	
3 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合(アウトプット)	91.7% 平成27年度	90% 令和3年度	90% 90% 90% 90% 90% 93.5% 93.7% 92.3%	最低賃金額の周知の実施状況について、都道府県労働局のみならず、市町村とも連携して効果的な周知広報を行っているかを計る代理指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を指標として選定の上、過去5年の実績状況に基づき、掲載割合が90%以上となるよう目標値を定めている。 (参考)平成27年度:91.7%、平成28年度:96.0%	
<b>達成手段2</b>		<b>予算額(執行額)</b> 平成30年度 令和元年度	<b>令和2年度 関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b>	<b>令和2年行政事業レビュー事業番号</b>
(1) 労働条件の確保・改善に必要な経費(最低賃金制度関係)(平成21年度)	526百万円(413百万円) 580百万円(502百万円)	609百万円	2.3	最低賃金制度及び改定された最低賃金額について、新聞広告掲載、インターネット広告及びポスター駅貼りなどにより周知啓発活動等を行う。	394
<b>施策の予算額(執行額)(千円)</b>		平成30年度 905,946(749,839)	令和元年度 933,044 (786,239)	令和2年度 910,470	<b>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</b> 平成29年度 令和3年度
<b>施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</b>		<b>施政方針演説等の名称</b>		<b>年月日</b>	<b>関係部分(概要・記載箇所)</b>
		-		-	-